

大蔵委員會議録 第八十号

昭和二十七年五月三十日(金曜日)
午後二時十分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事小山 長規君 理事佐久間 徹君

理事内藤 友明君 理事松尾トシ子君

浅香 忠雄君 島村 一郎君

清水 逸平君 高間 松吉君

宮崎 靖君 武藤 嘉一君

深澤 義守君 久保田鶴松君

出席政府委員

大蔵事務官 石田 正君

(理財局長)

委員外の出席者

大蔵事務官(理財局長) 横山 正臣君

財局管理課長 榎本 文也君

専門員 黒田 久太君

五月二十九日

当面の金融対策に関する陳情書(大阪商工会議所会頭杉道助(第二〇四三号))

石炭手当に対する所得税を非課税とするに關する陳情書(札幌管区経済局長横山幸生外九名(第二〇四四号))

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

製塩施設法案(内閣提出第一七六号) 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に關する法律案(内閣提出第一九〇号)

緊要物資輸入基金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九

第一類第六号

大蔵委員會議録第八十号 昭和二十七年五月三十日

八号)

外国為替資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇三三号) 接収貴金屬等の数量等の報告に關する法律案(内閣提出第二二二二号) 貴金屬管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二九号)(參議院送付)

○佐藤委員長 それではこれより會議を開きます。

貴金屬管理法の一部を改正する法律案、製塩施設法案、緊要物資輸入基金特別會計法の一部を改正する法律案、外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律案、及び接収貴金屬等の数量等の報告に關する法律案の五法案を一括議題といたします。前會に引続き質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。深澤君。

○深澤委員 國際通貨基金の問題についてお伺いしたいのであります。この問題については昨日質疑が打切りになつてゐるのであります。実は本日の読売新聞に、國際通貨基金に關連いたしまして、われ／＼の了解に苦しむ問題が出て來ましたので、これは例外として質問を許していただきたいと思います。わけでありませう。

今までの政府の説明によりますと、國際通貨基金への割当金は二億五千万ドルであることと前提として、法案の作成も行われ、さらに数回の質問に答へてゐることもありますが、二億五千万ドルであることになつておつたのであります。本日の新聞によります

と、これが二億二千五百万ドルに切下げられたというぐあい報道されておるのであります。そうなつて参りますと、出資の限度額が当然引下げられなければならないという結果になるのでございまして、法案の九百億という問題も、当然これは修正されることになると思つておられます。その点は一体いづれが眞実なりや、そのいきさつをお伺いしたいのであります。

○佐藤委員長 ちよつと委員諸君に諮りいたしますが、ただいまの深澤委員の御質疑は、すでに質疑打切りとなつております法案についてでありますので、これを先例としないで、補足的な質疑として特に許可いたしたいと存じますが、この点御異議ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議がなければ、さようとりはからいます。

○石田政府委員 きようの読売新聞に、國際通貨基金の日本に對する割当は、二億二千五百万ドルという報道がありましたことは、私たちも見ております。しかしながら、従来の経緯にかんがみまして、その報道の眞実性につきましては、相當疑問があるのではないかとわれ／＼は考へておる次第でございます。なおこれと同時に参りまして、このころのAP及びUPの電報におきましては、二億五千万ドルという数字がちやんとしたつてあるものであります。私たちは今の段階におきまして、読売新聞の記事を正確なものとして考へるというところは、むしろ實態に即し

ないのではないかとというふうに考へる次第であります。

○深澤委員 どうも新聞はいろ／＼なとりざたはいたすのでございしますが、正式に日本政府として通告を受けているのが、二億五千万ドルにきまつたという正式な通告を受けているのかどうかという問題であります。これも新聞であります。新聞では舟山次官は、正式な通告は受けていないが、従来の折衝経過から見ても、二億二千五百万ドルに決定する形勢は強い、こういうふうな新聞では言つておるのであります。どうもわれ／＼はまだ正式に通告を受けていないように思つて、新聞がそういうとりざたをするということになりますと、二億五千万ドルというのがほんとうなのか、二億二千五百万ドルというのがほんとうなのかという疑問が出て來るのであります。政府としては、正式に通告を受けたのが二億五千万ドル、こゝ言われるのか、あるいはまた今までのいきさつで大体そう想像されてゐるのか、これは確定してゐるのかいないのかという点にはなほ疑問でありますから、その点をひとつ聞いておきたいのであります。

○石田政府委員 國際通貨基金への日本の加入につきましては、特別の委員會ができてゐる／＼検討いたしまして、その結果二億五千万ドルということに、その委員會がいたしましては決定をいたしました。そうして日本側の意向はどうかというのを聞いて参つたわけでありませう。日本側としては、それに対して異存がないというこ

とをすでに申し入れてあるわけでございます。そうしてその委員會は、さらに理事會にかけまして、理事會の決定を得て、そうして總會にかけるとき手続でございますが、總會は現在開いておりませんので、いわゆる持ちまわりと申しますか、そういう意味合いにおきまして、總會を構成する各國に對しまして、その表決を求めておるということになつておるわけでありませう。その表決は、われ／＼の知つてゐる限りにおきましては、イエスであるか、ノーであるかということであるのでございまして、二億五千万ドルというの

は、正式にわれ／＼が取扱うべき数字であり、それからまた表決の方法がイエスカノーカであるということでありませう。二億二千五百万ドルという数字は信憑するに足らないと、一応われ／＼は考へておる次第でございます。なおただいま外務省よりの連絡によりますれば、二億五千万ドルということであると思つておるわけでございませう。新聞は誤報であると思つておることは間違いないと思つております。

○深澤委員 わかりました。もう一つ關連いたしましてお伺いいたしますが、そういたしますと、非公式の投票で承認をされたのだということが、今度は正式に外務省に入つた報告によりまして、二十八日まで持ちまわつて、各國の日本の加入承認ということが明らかになつて、その公式電報が外務省に入つたということですか。つまり加入も決定したし、その割当額も二億五千万ドルと決定した、こういう正

式な入電があつたわけですか。

○石田政府委員 二億五千万ドルで日本が入ることについては、各国とも、総会といたしまして異存がないということが確定いたしました。こういう公電でございます。ただ加入いたすにつきましては、先ほど申し上げましたように、日本側といたしましては法案を通し、また法案に基きましていろいろな措置をいたさなければ加盟できない、こういう状況でございます。

○宮澤委員 関連して、今深澤委員の御質問の点でございますが、政府当局の御答弁で、そのいきさつはわかつたわけでございます。しかしながら深澤委員も指摘されておりますように、新聞であるから何でも書くであらうということとで、簡単に片づけられないのが、舟山次官談であります。将来に災いを残さないように、この記事の掲載のあつた読売新聞を大蔵省から説得せられまして、この点をお取消しを願いたいと思ひます。そうでないと、ただいまの政府の御答弁との間に矛盾ができて、はなはだおもしろくないと思ひます。すでに質疑は打ち切られておるのであります。法案自体についての質疑はおおむね明瞭になつております。ただ加入の問題は、協定を見ましても、あと入りますときにはなか／＼やつかしい手続があります。まだ正常外交が特定多数国と回復したのみの日本といひました。諸般の行き違ひがあるでございましょう。これはやむを得ない過渡的な事実だと私も承知したいのであります。従ひましてかんじんの大蔵当局が石田理財局長の説明と違ふような言明があつたということは、将来に残してもよくないのであります。

で、これだけは明確に取消しを願ひたい。もし取消さないというようなことになりますと、やはり参議院等へ移りました場合に、また議論も出て参つて、せつかくこのむずかしい法律案及び協定等につきまして、綿密に検討いたして、わかるだけの疑義を解明して参りましたときに、さうな始末になることは、はなはだ好ましくないと思ひます。この点答弁はいりませんが、大蔵省の当然の措置として御配慮をいただきます。これだけ申し上げておきます。

○佐久間委員 ただいま議題となつております五法案のうち、製塩施設法案につきましては大体質疑も尽されたと思ひますので、この際質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○佐藤委員長 ただいまの佐久間君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないようですから、本案につきましては、以上をもつて質疑を打ち切り、討論を省略して、これより採決に入ります。

製塩施設法案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案を議題として、討論に入ります。

○佐久間委員 ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案につきましては、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○佐藤委員長 ただいまの佐久間君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないようですから、本案につきましては討論を省略して、ただちに採決に入ります。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。

なおただいま採決いたしました両案の委員会報告書の件につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。次会は明三十一日午前十時より開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十五分散会

〔参照〕

製塩施設法案(内閣提出)に関する報告書

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕